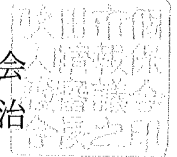


個審議答申第 137 号  
令和 5 年 1 月 17 日  
(2023 年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市個人情報保護審議会  
会長 畠田 健治



吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）の策定について（答申）

令和 5 年（2023 年）1 月 6 日付け、4 市総第 5175 号により、当審議会に諮問されました「吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）の策定について」を、慎重に審議した結果、吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定により、次のとおり答申します。

#### 記

吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）の策定について、同意する。

ただし、当審議会が出た意見に基づき、文言を修正することを要望する。